

尾張旭市選挙管理委員会（令和6年第6回）会議録

- 1 開催日時  
令和6年10月14日（月・祝）  
開会 午前10時00分  
閉会 午前10時30分
- 2 開催場所  
尾張旭市役所南庁舎 3階 302会議室
- 3 出席委員  
委員長 赤尾勝男  
委員 森賀則、堤美昭、加藤隆広
- 4 欠席委員  
0名
- 5 傍聴者数  
0名
- 6 出席した事務局職員  
書記長 加藤剛、次長 西尾裕子、係長 堺和彦、書記 水野史章
- 7 議題  
第25号議案 選挙人名簿の登録について  
第26号議案 選挙人名簿の登録の抹消について  
第27号議案 選挙期間中における選挙人名簿の登録の抹消について
- 8 会議の要旨

書記長	<p>定刻になりましたので、ただいまから第6回選挙管理委員会を開催いたします。</p> <p>本日の議案は、令和6年10月27日執行の第50回衆議院議員総選挙等関係の議案でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、委員長お願いします。</p>
委員長	<p>改めましておはようございます。</p> <p>（委員長あいさつ）</p> <p>それでは、次第の2「議事」でございます。第25号議案「選</p>

	<p>挙人名簿の登録について」、第26号議案「選挙人名簿の登録の抹消について」は関連がありますので、一括して事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは第25号議案、第26号議案につきましては、それぞれ関連がございますので、あわせてご説明いたします。</p> <p>はじめに、第25号議案「選挙人名簿の登録について」でございます。公職選挙法第22条第3項の規定により、選挙人名簿の選挙時登録を行うものでございます。</p> <p>それでは、議案の被登録資格者をご覧ください。今回の登録は、令和6年10月14日を登録基準日及び登録日としまして、令和6年9月2日の定時登録以降の該当者について行うものでございます。</p> <p>まず、被登録資格につきましては、公職選挙法第21条第1項の規定のとおり、年齢要件として市の区域内に住所を有する年齢満18年以上の日本国民であること、また、住所要件として、住民票が作成された日から引き続き3か月以上、本市の住民基本台帳に記録されている者となっております。</p> <p>よって、今回新規に登録される方は、年齢要件が平成18年9月3日から平成18年10月28日までの出生者、住所要件が、令和6年6月2日から令和6年7月14日までの転入者ということになります。</p> <p>次に第26号議案「選挙人名簿の登録の抹消について」は同法第28条の規定により、選挙人名簿に登録されている者について、抹消しなければならない事由に至ったものを、選挙人名簿から抹消するものでございます。</p> <p>今回の抹消は、令和6年9月2日の定時登録の抹消以降の該当者について行うものでございます。登録を抹消される事由としては、同法第28条の規定により、死亡又は日本国籍を失ったことを知ったとき及び市外へ転出後4か月が経過したとき</p>

	<p>等が抹消事由となっております。</p> <p>このため、今回抹消される方は、令和6年9月1日から令和6年10月13日までの死亡者又は国籍喪失者と、令和6年5月1日から令和6年6月13日までの市外への転出者でございます。</p> <p>次に、本日配布させていただいた選挙時登録内訳をご覧ください。本日の登録内訳を示しています（表を説明）。</p> <p>また、参考として投票区別の選挙人名簿登録者数一覧を添付していますので、ご覧いただければと思います。</p> <p>第25号議案及び第26号議案の説明については以上でございます。</p> <p>それでは、選挙人名簿の登録者名簿と抹消者名簿をお返ししますので、確認をお願いします。</p>
委員長	<p>では、第25号議案及び第26号議案について、何かご質問等はございませんか。</p>
委員	<p>(なし)</p>
委員長	<p>他にご質問等ないようですので、採決を取りたいと思います。</p> <p>第25号議案及び第26号議案に賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員	<p>全員挙手（原案可決）</p>

<p>委員長</p>	<p>第 2 5 号議案及び第 2 6 号議案は可決されました。</p> <p>続きまして、第 2 7 号議案「選挙期間中における選挙人名簿の登録の抹消について」、事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>第 2 7 号議案「選挙期間中における選挙人名簿の登録の抹消について」、ご説明いたします。</p> <p>この案につきましては、公職選挙法第 4 3 条の規定により、期日前投票を行おうとする日に選挙権を有しないものは投票することができないものとされておりますので、同法第 2 8 条の規定に基づき、選挙期間中に、死亡者または国籍喪失者、転出後 4 か月を経過した者について、日々、経過する毎に抹消を行おうとするものでございます。</p> <p>具体的に申し上げますと、基準日が 1 0 月 1 4 日であり、選挙時登録の際に、令和 6 年 6 月 1 3 日までの転出者は抹消されます。</p> <p>選挙期間中は、令和 6 年 6 月 1 4 日から令和 6 年 6 月 2 6 日までに転出された方が転出してから 4 か月を経過することになり、理論上は毎日選挙管理委員会を開催して、抹消の議決をいただくこととなります。しかしながら、毎日選挙管理委員会を開催することは事実上困難であるため、あらかじめ「抹消事由に該当するに至った選挙人を選挙人名簿から抹消する」といった議決を行うことが認められております。本議案の議決をいただくことで、選挙期間中に死亡及び国籍喪失者や転出 4 か月を経過した方を日々名簿から抹消しながら期日前投票を行うこととなります。</p> <p>第 2 7 号議案の説明は以上です。</p>

委員長	では、第27号議案について、何かご質問等はありませんか。
委員	(なし)
委員長	他にご質問等ないようですので、第27号議案に賛成の方は挙手をお願いします。
委員	全員挙手（原案可決）
委員長	第27号議案は可決されました。 本日の議題はこれで以上ですが、事務局から何かありますか。
事務局	○ 次回日程確認 令和6年10月15日（火） 午後7時から 302会議室
委員長	それでは、これで選挙管理委員会を閉じさせていただきます。